

加須市防犯カメラの設置と利用に関する指針

(平成27年3月25日市長決裁)

第1 通則

1 目的

この指針は、加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進条例（平成22年加須市条例第122号）及び加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画（平成24年3月16日制定）に基づき、防犯のまちづくりに係る環境整備として、市及び市の補助金を活用する団体が公共の場所を画像として記録する防犯カメラに関し、設置及び利用の基準を示すことにより、防犯カメラの適切な運用を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

市は、市民が安全で安心して暮らせる犯罪のない地域社会の実現に向け、市、市民、事業者等が協働して「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識のもと、それぞれの役割を果たし、防犯のまちづくりを推進している。

更なる防犯効果を発揮させるため、自主防犯組織による日常的な防犯パトロールや声かけなどの地域の絆運動によるコミュニティ活動を推進することに加え、犯罪の未然防止及び抑止に効果がある防犯カメラを設置していくものとする。

防犯カメラの設置に当たっては、記録された個人のプライバシーなどを侵害しないようにするため、当該防犯カメラの設置及び利用に関し配慮すべき事項を定め、これを遵守し適切な運用を図るものとする。

第2 定義

1 定義

(1) 防犯カメラ

犯罪の抑止や公共の安全の維持を目的として設置される映像機器及びこれに付属する機器をいう。

(2) 設置者

市又は市の補助金を活用して設置する者

* 個人の住宅や集合住宅、店舗、事業所等が防犯対策に設置する防犯カメラは、対象となりません。

(3) 設置場所

この指針における防犯カメラの設置場所とは、不特定多数の者が自由に利用することができる公共の場所であり、おおむね次に掲げる場所をいう。

ア 道路

イ 公園

ウ 広場

エ その他不特定多数の者が自由に利用できる公共の場所

* 設置場所を定めるとともに、撮影範囲を設定する。なお、設置に当たっては、地域での合意形成がなされていること、また、設置予定場所の所有者等の別途許可が必要となる場合など、十分な配慮をすること。

設置基数については、目的達成のための必要最小限とすること。

2 設置者の責務

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置、利用及び画像（防犯カメラによって収集された映像又は記録されたもの）の取扱いについては、次の点に留意し適正に行うものとする。

(1) 設置者は、防犯カメラの設置について、その設置が明らかとなるよう適切な措置を講ずるものとする。

* 防犯カメラが設置されていること、設置者等の表示をする。

(2) 設置者は、防犯カメラの管理及び利用を適切に行うため、運用責任者を置くものとする。

(3) 設置者及び運用責任者（以下「設置者」という。）は、防犯カメラの画像から知り得た情報をみだりに漏らし、又は不当な目的のために使用

してはならない。

(4) 設置者等は、当該防犯カメラの画像から知り得た情報が当該設置者以外の防犯カメラの運用に従事する者により、他に漏れることのないよう、又は不当な目的のために使用されないように必要な措置を講ずるものとする。

(5) 設置者等は、次の場合を除くほか、画像を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

ア 市民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危機があり、緊急性がある場合

* 災害などの被害状況の情報提供などの場合

イ 法令に基づく手続により照会等を受けた場合

* 裁判所が発行する令状に基づく場合又は捜査機関からの照会に基づく場合

(6) 設置者等は、画像の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の画像の安全確保のために次の点に留意し、必要な措置を講ずるものとする。

ア 画像の保存期間は、おおむね2週間とする。ただし、法令に基づく手続により照会等を受けた場合は、それに必要な期間とする。

* 必要最小限の保存期間の設定

イ 保存期間が終了した画像は、確実に消去する。

ウ 画像が記録された媒体は、設置者等があらかじめ定めた十分なセキュリティが確保された場所に保管する。

(7) 設置者等は、当該防犯カメラの管理、運用等に関する規程等を策定し、防犯カメラの設置及び利用について適正に行うよう努めるものとする。防犯カメラの管理、運用等に関する規程の記載事項を次のように例示するものとする。

ア 防犯カメラの設置目的

イ 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲

ウ 防犯カメラの運用責任者その他防犯カメラの運用に従事する者の指

定

エ 画像の取扱いの制限

オ 画像の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止

カ 画像の保存期間、消去及び破棄の方法並びに記録された媒体の保管方法

キ その他防犯カメラの設置及び画像の取扱いを適正に行うために必要な事項

3 防犯カメラの設置に伴う個人情報の取扱い

防犯カメラの設置により、撮影された画像（個人情報）の取扱いについては、この指針に定めるもののほか、加須市個人情報保護条例（平成 22 年加須市条例第 10 号）及び加須市情報公開・個人情報保護運営審議会の答申を踏まえ、適切に行うものとする。

4 その他

この指針で規定されていない場所に防犯カメラを設置する場合及びこの指針で規定されていない設置者等が防犯カメラを設置する場合においても、この指針の趣旨にのっとり、個人のプライバシーの保護に配慮し、市民の人権を侵害しないように努めるものとする。

附 則

この指針は、平成 27 年 3 月 25 日から施行する。